

【権利擁護人材育成事業費補助金交付要綱】

(目的)

- この補助金は、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材（以下、「権利擁護人材」という。）の育成を総合的に推進することを目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(補助事業等)

- この補助金は別に定める「権利擁護人材育成事業実施要綱」に基づき、市町村が実施する次に掲げる事業を補助対象とする。

- 権利擁護人材養成研修
- 権利擁護人材支援体制構築事業
- 権利擁護人材フォローアップ研修事業

(補助対象経費)

- 補助対象経費は、4の表の第3欄に定める補助対象経費に掲げる経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

- この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める事業ごとに、表の第3欄に定める補助対象経費の実支出額に第4欄に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、補助上限額は第2欄のとおりとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 事業名	2 補助上限額	3 補助対象経費	4 補助率
権利擁護人材養成研修	2,630千円	当該事業の実施に必要な賃金、報償費、 共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料	$\frac{10}{10}$ 以内
権利擁護人材支援体制構築事業	2,630千円	当該事業の実施に必要な賃金、報償費、 共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料	$\frac{10}{10}$ 以内
権利擁護人材フォローアップ研修事業	263千円	当該事業の実施に必要な賃金、報償費、 共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料	$\frac{10}{10}$ 以内

5～11 省略

【地域支援事業実施要綱】

別記6 任意事業

1 目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

2 対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者とする。

3 事業内容

任意事業は、法第115条の4第3項各号において、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業が規定されているが、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には、次に掲げる事業を対象とする。

(1)～(2) 省略

(3) その他の事業

次のアからカまでに掲げる事業その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。

ア 成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

なお、本事業は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立等についてもその対象となりうるものであることに留意されたい。

イ～カ 省略

【地域生活支援事業実施要綱】

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

(1) 市町村地域生活支援事業

市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものとする。

(2) 都道府県地域生活支援事業 ～省略～

3 事業内容

(1) 市町村地域生活支援事業

障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（下「任意事業」という。）及び社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害支援区分等事務に要する経費を補助する。

[必須事業]

ア 理解促進研修・啓発事業（別記 1）

イ 自発的活動支援事業（別記 2）

ウ 相談支援事業（別記 3）

エ 成年後見制度利用支援事業（別記 4）

オ 成年後見制度法人後見支援事業（別記 5）

カ 意思疎通支援事業（別記 6）

キ 日常生活用具給付等事業（別記 7）

- ク 手話奉仕員養成研修事業（別記 8）
- ケ 移動支援事業（別記 9）
- コ 地域活動支援センター機能強化事業（別記 10）
- 〔任意事業〕（別記 11）
- 〔障害支援区分認定等事務〕（別記 12）

（別記 4）成年後見制度利用支援事業

1 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下、「法施行規則」という。）第 65 条の 10 の 2 に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する。

3 対象者

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

（別記 5）成年後見制度法人後見支援事業

1 目的

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

（1）法人後見実施のための研修

ア 研修対象者

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

（2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて、複数の市町村が連携し広域的に研修を実施するなど、最も効果的な方法により実施すること。

(2) 実施主体である市町村は、社会福祉協議会やNPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

(3) 研修受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。

【江別市成年後見制度利用支援事業実施要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「対象者」という。）を保護するため、対象者が行うべき法律行為等について後見、保佐又は補助する者（以下「後見人等」という。）を選任するために要する費用の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が後見、保佐又は補助の選任に係る審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う者のうち、生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者その他市長が特に必要と認める者とする。

(対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、後見人等を選任するための申立てに係る費用及び後見人等の報酬（以下「審判申立費用等」という。）とする。

(助成金の申請)

第4条 助成を受けようとする者又はその者が属する世帯の世帯主等は、成年後見制度申立等費用助成申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の市民税課税証明書
- (2) 生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給していることが確認できる書類
- (3) その他市長が求める書類

2 市長は、前項各号に規定する添付書類のうち事実を公簿等によって確認することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該添付書類の提出を省略することができる。

(助成金の決定)

第5条 市長は、前条に規定する成年後見制度申立等費用助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、成年後見制度申立等費用助成金交付（却下）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(審判申立費用等の助成額)

第6条 市長は、助成対象者に対し家庭裁判所が発行した審判申立費用等の金額を証明する書類（以下「証明書類」という。）に基づき、後見人等を選任するための申立てに係る費用については当該金額を限度に助成し、後見人等の報酬については家庭裁判所が成年後見人等の報酬付与の審判申立てで決定した対象者が負担する後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成するものとする。

(審判請求の手続き)

第7条 市が行う審判請求に係る申立書、添付書類その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

2 市長は、審判請求の手続において、家庭裁判所の定めるところにより、当該裁判所に予納すべき費用があるときは、前項の規定にかかわらず、当該費用についてあらかじめ助成することができる。ただし、助成対象者又は後見人等は、審判請求の手続の終了後速やかに証明書類を市長に提出しなければならない。

(後見人等の報告義務)

第8条 審判申立費用等の助成を受けている対象者又は後見人等は、助成対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第9条 市長は、前条の規定により対象者の資産状況、生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅若しくは変化したと認めるときは、助成の中止又は助成の金額を増減させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【江別市成年後見制度における市長申立てに関する要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、市長が行う後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判その他の審判（以下「後見開始等審判」という。）の申立手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申立ての対象者)

第2条 後見開始等審判の申立ては、市内に居住し、又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者で、2親等以内の親族が存在せず、認知症、知的障がい若しくは精神障がいの状態にあるため判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障があるもの又は家族等から虐待を受けているもの等（以下「対象者」という。）を対象とする。ただし、市内の施設等への入所、入居等に伴う転入により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の実施機関、又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による給付の決定機関のいずれかが他の市区町村となっている者を除く。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項本文に規定する、2親等以内の親族の存否を問わず対象者としてすることができる。

(1) 2親等以内の親族の代表又はそのすべての者が文書により後見開始等審判の

申立てを行わない旨の意思表示をしたとき。

- (2) 家族等から虐待を受けている事実が確認され、緊急に後見開始等審判の申立ての
の
手続が必要と認められるとき。

(申立ての種類)

第3条 市長が行うことができる申立ての種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
(2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
(3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を必要とする行為の範囲の拡張の
審判
(4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
(5) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意権の付与の審判
(6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人の代理権の付与の審判
(7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人の代理権の付与の審判

(申立ての要請)

第4条 対象者の日常生活の援助者（親族以外の者（社会福祉法人等の職員を含む。）
及び民生委員等は、対象者が後見開始等審判の申立てを必要とする状態にあるものと
判断したときは、後見開始等審判の市長申立要請書（第1号様式）により、市長に対
し後見開始等審判の申立てを要請することができる。

(対象者及び親族の調査の実施)

第5条 市長は、前条に掲げる者から後見開始等審判の申立ての要請があったときその
他必要があると認めるときは、対象者と面談し、その状況について調査するものとす
る。

2 前項に規定する調査の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 2親等以内の親族の有無
(2) 親族との関係
(3) 親族からの虐待等の事実の有無
(4) 親族との財産争議の有無
(5) 親族に代わって後見開始等審判の申立てをするべき事由の有無

3 市長は、対象者において緊急やむを得ない事情が生じ、当該対象者について後見開
始等審判の申立てをする必要があると判断したときは、前1項に規定する調査を省略
することができる。

(親族への説明)

第6条 市長は、前条第1項に規定する調査の結果、後見開始等審判の申立てを行う必
要があると判断した場合において、対象者に2親等以内の親族がいるときは、当該親
族に後見開始等審判の申立ての必要性を説明し、親族による申立てを促すものとする。

(審判の申立て)

第7条 市長は、後見開始等審判の申立てをするに当たり、医師に対象者の診断を依頼
し、後見、保佐又は補助のいずれの援助を必要としているか判断するための診断書を
徴しなければならない。

2 市長は、後見開始等審判の申立てをするに当たり、東京法務局に対して、対象者の後見登記の有無について調査するものとし、既に任意後見登記がされている場合は任意後見受任者と協議を行い、後見開始等審判の申立てをするかについて判断するものとする。

3 市長は、対象者に2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかな場合は、後見開始等審判の申立ては行わないものとする。

(要請者への回答)

第8条 市長は、第4条に掲げる者から後見開始等審判の申立ての要請があった場合において、対応の方法を決定したときは、後見開始等審判の申立て要請について(回答)(第2号様式)により、当該要請をした者に通知するものとする。

(申立費用の負担等)

第9条 審判請求に当たり必要な費用は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、各自が負担するものとする。この場合において、市長は、対象者が負担する費用相当額を助成することができる。

2 市長は、前項に規定する費用について、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い、家庭裁判所が対象者本人その他の者(以下この項において「関係人」という。)に対しその費用の全部又は一部について負担すべき命令をしたときは、その指定する関係人に対し当該費用を請求するものとする。

3 前項に規定する請求は、家庭裁判所が定める上申書を参考に行うものとする。

(審判前の保全処分)

第10条 市長は、対象者の状況を考慮し、緊急を要する場合において必要があると認めるときは、家事事件手続法第105条の規定に基づき審判前の保全の申立てを行うものとする。

(親族への援助)

第11条 市長は、対象者の親族が後見開始等審判の申立てを行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、対象者の事理弁識能力及び生活状況を含む情報を江別市個人情報保護条例(平成14年条例第8号)の規定に反しない限度で提供する等親族が行う後見開始等審判の申立手続等の援助をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。